

『ミニドラマで学ぶ コンプライアンス Ver. 3』 内容補正

本商品発行以降の関係法令等の改正等に伴い、以下のとおり内容補正の情報をご案内いたします。

(令和2年10月1日までに施行された法令等をもとに作成しています。)

※所在箇所の「本文」には、見出しおよび操作説明は含みません。

■ 該当タイトル : 法令順守編 CASE10 パワーハラスメントとは

① 参考法令の追加

該当箇所	【レクチャーツール】 講師用スクリプト 6頁【参考法令等】中	
補正内容	【補正後】	「・職場のいじめ・嫌がらせ問題に関する円卓会議「職場のパワーハラスメントの予防・解決に向けた提言」」の次に「・労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」、「・事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針（令和2年厚生労働省告示第5号）」を追加

■ 該当タイトル : 法令順守編 CASE29 職場にある個人情報

① 個人情報の定義の追加

該当箇所	【映像】 53秒～ 【レクチャーツール】 受講者用スライド 2頁本文上から1行目 / 講師用スクリプト 4頁本文上から2行目	
補正内容	【現在】	生存する個人に関する情報であって、氏名、生年月日その他の記述などにより特定の個人を識別することができるもの
	【補正後】	生存する個人に関する情報であって、氏名、生年月日その他の記述などにより特定の個人を識別することができるものおよび個人識別符号が含まれるもの

② 例外規定の追加

関連する箇所	【レクチャーツール】 受講者用スライド 6頁 / 講師用スクリプト 5頁	
補正内容	「個人情報データベース等」について、「利用方法からみて個人の権利利益を害するおそれが少ないものとして政令で定めるものを除く。」という例外規定が追加されました。 ※政令：個人情報の保護に関する法律施行令第3条第1項	

③ 参考資料の修正

該当箇所	【レクチャーツール】 講師用スクリプト 6頁【参考法令等】中	
修正内容	【現在】	・各省庁が策定している分野ごとのガイドライン
	【修正後】	・個人情報保護委員会などが策定している個人情報保護に関するガイドライン

■ 該当タイトル : 法令順守編 CASE30 個人情報取扱事業者の義務

① 個人情報の定義の追加

該当箇所	【映像】 1分10秒～ 【レクチャーツール】 受講者用スライド 2頁本文上から1行目 / 講師用スクリプト 4頁本文上から2行目
補正内容	【現在】 生存する個人に関する情報であって、氏名、生年月日その他の記述などにより特定の個人を識別することができるもの
	【補正後】 生存する個人に関する情報であって、氏名、生年月日その他の記述などにより特定の個人を識別することができるものおよび個人識別符号が含まれるもの

② 参考資料の修正

該当箇所	【レクチャーツール】 講師用スクリプト 6頁【参考法令等】中
修正内容	【現在】 ・各省庁が策定している分野ごとのガイドライン
	【修正後】 ・個人情報保護委員会などが策定している個人情報保護に関するガイドライン

■ 該当タイトル : 法令順守編 CASE37 消費者契約とは

① 取消事由に該当する行為の追加

関連する箇所	【映像】 2分6秒～ 【レクチャーツール】 受講者用スライド 3頁・6頁 / 講師用スクリプト 4頁・5頁
補正内容	消費者契約の取消事由に、分量や回数、期間が過量な契約を締結させる「過量契約」、社会生活上の経験不足による不安を利用する「不安をあおる告知」、社会生活上の経験不足から恋愛感情等を利用する「人間関係の濫用」、加齢等により契約締結に合理的な判断をすることができない事情を利用する「判断力の低下の不当な利用」、「靈感等による知見を用いた告知」、消費者に心理的負担を抱かせ契約を締結させる「契約締結前に債務の内容を実施等」が追加されました。

② 「重要事項」の定義の追加

関連する箇所	【レクチャーツール】 受講者用スライド 7頁 / 講師用スクリプト 6頁
補正内容	消費者の契約締結の判断に通常、影響を及ぼす「重要事項」に、「消費者の生命、身体、財産その他重要な利益の損害や、その危険を回避するために通常必要と判断される事情」も含まれることとされました。

③ 消費者が契約を取り消すことができる期間の修正

該当箇所	【レクチャーツール】 受講者用スライド 7頁本文下から2行目 / 講師用スクリプト 6頁本文上から3行目
補正内容	【現在】 追認をすることができる時から6カ月
	【補正後】 追認をすることができる時から1年

④参考資料の修正

該当箇所	【レクチャーツール】 講師用スクリプト 6頁【参考法令等】中	
修正内容	【現在】	「・「解説 消費者契約法について」（経済企画庁）」および「・「逐条解説 消費者契約法」（内閣府平成14年3月）」
	【修正後】	・「知っていますか？消費者契約法－民法・商法の特例となる規定について－」（消費者庁）

■該当タイトル：CASE38 特定商取引についての規制

①特定継続的役務提供のサービスの種類の追加

該当箇所	【レクチャーツール】 受講者用スライド 6頁本文下から3行目	
修正内容	【現在】	{サービスの種類（6種類）} エステティック、語学教室、家庭教師、学習塾、結婚相手紹介サービス、パソコン教室
	【修正後】	{サービスの種類（7種類）} エステティック、語学教室、家庭教師、学習塾、結婚相手紹介サービス、パソコン教室、 <u>一定の美容医療</u>
該当箇所	【レクチャーツール】 講師用スクリプト 5頁本文下から2行目	
修正内容	【現在】	パソコン教室の六つが
	【修正後】	パソコン教室、 <u>一定の美容医療の七つが</u>

※「一定」とは、美容を目的とするものであって、主務省令（特定商取引法施行規則第31条の4）で定める方法によるもの

②参考資料の追加

該当箇所	【レクチャーツール】 講師用スクリプト 6頁【参考法令等】中	
補正内容	【補正後】	「・特定商取引法」の次に「・特定商取引法施行令」を追加

第一法規株式会社
〒107-8560 東京都港区南青山2-11-17
TEL（フリーダイヤル）：0120-203-694
FAX（フリーダイヤル）：0120-302-640